

令和 5 年度

第 1 学年入学者募集案内



金沢市立工業高等学校

金沢市畝田東 1 丁目 1 番地 1

電 話 076-267-3101(代)

F A X 076-267-3102

郵便番号 920-0344

ホームページ <http://www.shiko-th.ed.jp/>

1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

学 科	機 械 科	電 気 科	電子情報科	建 築 科	土 木 科
募集人員	80人	40人	40人	40人	40人
推 薦 枠	20人	10人	10人	10人	10人

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円（**必ず現金**）を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出すること。なお、貼付する写真（縦4cm×横3cm、上半身正面、無帽、無背景）は、3箇月以内に撮影したものを使用し、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。郵送による出願を希望する場合は簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替証書及びあて先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願するものとする。
- (2) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。
- (3) 入学志願者は、第2志望まで学科を志願することができる。
- (4) 金沢市立工業高等学校学則第17条第2項ただし書の規定による県外からの出願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (5) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。
- (6) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校長へ送付する。また、郵送を希望する者は、あて先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号）を同封して、本校へ直接申し込むものとする。
- (7) 入学願書を提出した者に対しては、中学校長を経由して受検票を交付する（受検票の郵送を希望する中学校長は、入学検定手数料を納入する際、あて先を明記した返信用封筒（84円切手貼付）を添えて申し出ること。）。
- (8) 受検に際し、特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに学力検査等に関する特別配慮事項申請書（令和5年度石川県公立高等学校入学者募集要綱（以下「要綱」という。）様式8）を中学校長を経由して本校校長に申請し許可を得るものとする。
- (9) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書（要綱様式12）を添えるものとする。

4 通学区域及び県外からの出願

- (1) 本校は、**県内全域から出願することができる。**
- (2) 県外からの出願者は、金沢市立工業高等学校学則第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書（要綱様式5-2）を、令和5年1月5日(木)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書（要綱様式6）を添えて入学願書受付期間内に本校へ出願手続を終えなければならない。
なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、県外からの入学を志願する事由を証するに足る書類を添えなければならない。
- (3) 福井県あわら市に在住する生徒で、あわら市教育委員会と加賀市教育委員会との間の事務の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項）に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込み又は卒業した者については、県内からの出願者と同様に取り扱う。
- (4) 転勤による県外からの一家転住等の出願の特例措置については、要綱に準ずる。

5 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあっては入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書（要綱様式9）を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込み又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添えて、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。
- (3) 帰国後3年未満（外国人にあっては入国後3年未満）の者に対する学力検査問題における特別措置
 - ア 漢字にひらがなのルビを振った学力検査問題（設問の都合上、問題にルビを振らない場合もある。）での受検を希望する場合は、入学願書出願開始日までに、特別措置申請書（要綱様式10）により金沢市教育委員会に申請するものとする。
 - イ 措置内容については、本人あてに通知する。

6 志願変更

- (1) 志願の変更
入学願書提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、7の(3)の志願変更期間中1回に限り、その志願を変更することができる。
ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。
- (2) 志願変更手続
 - ア 本校から他の公立高等学校に志願変更を希望する者は、志願変更願（要綱様式1）を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出するものとする。
なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
 - イ 他の公立高等学校から本校に志願を変更する者は、新たに作成した入学願書に志願変更証明書と入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出するものとする。
ただし、この場合に「使用料（手数料）消印済納入票（写）」と「委任状」を提出することによって、入学検定手数料にかえることができる。
 - ウ 本校の出願者で、本校に設置する他の学科へ志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は、不要とする。
 - エ 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

7 入学願書受付期間、志願変更期間等

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 入学願書受付期間 | 令和5年2月15日(水)から2月20日(月)まで
ただし、土曜日及び日曜日は受付をしない。
なお、出願の特例措置については4の(4)参照のこと。 |
| (2) 志願者数公表 | 令和5年2月20日(月)午後3時30分 本校 |
| (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願） | 令和5年2月24日(金)から2月28日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日は受付をしない。 |
| (4) 確定志願者数公表 | 令和5年2月28日(火)午後3時30分 本校 |
| (5) 調査書等の提出期間 | 令和5年2月28日(火)から3月2日(木)まで |
| (6) 入学願書等の受付期間等 | |
- 上記の(1)、(3)及び(5)についての受付時間は、午前9時から午後4時までとし、2月20日(月)及び2月28日(火)は、午前9時から午後3時までとする。郵送によるものは、3の(1)による。

8 入学者の選抜

- 入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。
- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。
なお、選抜に当たっては、当初からの志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。
 - (2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。
なお、面接の結果も十分参考にする。

9 調査書

- (1) 調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。
- (2) 調査書中の学習の記録の評定は、第1学年、第2学年及び第3学年のいずれも5段階評定によって記載するものとする。
- (3) (2)の第3学年についての5段階評定以外の調査書の各項については、生徒指導要録等に基づいて記載する。

10 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書（要綱様式11）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

11 学力検査等

- (1) 学力検査等は、令和5年3月7日(火)及び同月8日(水)の両日、志願者全員について本校において行う。
- (2) 1日目には、国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月7日(火)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国語	理科	英語

*各教科100点満点

- (3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と集団面接を次の日程で実施する。

3月8日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～
	社会	数学	集団面接

*各教科100点満点（面接を除く。）

12 合格者の発表等

- (1) 合格者の発表は、令和5年3月15日(水)正午に、本校において受検番号の掲示をもって行う。
- (2) 仮入学を令和5年3月23日(木)に行うので、合格者は登校すること。なお、救済措置による合格者については、別途通知する。

13 推薦入学

- (1) 募集人数
2の推薦枠に定める人数とする。
- (2) 出願資格
推薦入学を志願できる者は、令和5年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者のうち、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。
ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
エ 中学校長の推薦を得た者であること。
- (3) 出願手続
ア 出願は、1人1学科に限る。
イ 推薦入学願書、入学検定手数料2,200円（必ず現金）、推薦書、志願理由書、調査書及び推薦入学願書送り状等の提出及び推薦入学受検票の交付等については3の(1)、(5)、(6)、(7)に準ずるものとする。
- (4) 推薦入学願書の受付期間及び受付時間
受付期間は令和5年1月26日(木)から同月30日(月)までとし、受付時間は午前9時から午後4時までとする。また、郵送によるものは3の(1)による。
- (5) 面接
ア 面接は、令和5年2月3日(金)に志願者全員について、本校において個人面接を検査時間5分程度で実施する。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受付	氏名確認及び注意事項伝達	個人面接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

- (6) 合格内定者の通知及び合格者の発表
 - ア 選考結果の通知

令和5年2月9日(木)に各中学校長に送付する。合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。
 - イ 合格内定者については、**令和5年3月15日(水)正午**、本校において一般入学の合格者とともに発表する。
- (7) 推薦入学者の選抜で合格内定者の選考に漏れた者の取扱い

選考に漏れた者の取扱いについては、令和5年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項によるものとする。

14 一般入学の学力検査等における救済措置

- (1) 対象者

一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査を実施するものとする。

 - ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による、学校において予防すべき感染症等により、令和5年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項13の(2)のイによっても受検できなかった者
 - イ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者
- (2) 申請及び審査
 - ア 申請
 - (ア) 中学校長は、追検査の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、**令和5年3月7日(火)及び同月8日(水)の両日とも原則午前9時まで**に、本校校長に対して電話にて伝える。
 - (イ) 受検希望者は、**令和5年3月8日(水)の原則午後4時まで**に、中学校長を経由して本校校長へ追検査受検申請書（要綱様式13）を提出する。その際、追検査受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。
 - イ 審査
 - (ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査の受検を許可する。
 - (イ) 本校校長は、**令和5年3月9日(木)午後3時まで**に審査結果通知書（要綱様式14）及び追検査の受検を承認した場合は追検査受検許可書（要綱様式15）を中学校長に交付する。
 - (ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。
- (3) 合格者の選抜

合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。

なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。
- (4) 追検査
 - ア 追検査は、**令和5年3月23日(木)**に本校において行う。
 - イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）」）、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する（面接は実施しない）。

3月23日(木)	8：20～	9：00～9：40	10：00～11：00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

 - ウ 配点については、検査Ⅰは、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱは、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。
- (5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書（要綱様式16）を作成し、**令和5年3月23日(木)**に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書（要綱様式17）を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

15 その他

- (1) 詳細については、石川県教育委員会が定める令和5年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、同入学志願者取扱要項及び同推薦入学実施要項による。
- (2) 入学に関する詳細は、本校に問い合わせること。

◎交通機関（北鉄バス）

※停留所：市立工業高校前

- ①南部車庫発、四十万発（香林坊経由）金石行（所要時間50分～70分）
- ②高尾発（香林坊・中橋経由）金石行、大野港行（所要時間45分）
- ③野町駅発（香林坊・金沢駅西口経由）畝田住宅行（所要時間30分）
- ④兼六園下・金沢城発（香林坊・中橋経由）金石行、大野行（所要時間25分）
- ⑤金沢駅西口発（県庁前経由）金石行、大野港行（所要時間15分）

※停留所：市立工業高校東口

- ①上荒屋西発（金沢駅西口経由）工業試験場行（所要時間40分）
- ②大桑本町発（金沢駅西口経由）工業試験場行、金沢港クルーズターミナル行（所要時間50分）
- ③金沢駅西口発（県庁前経由）工業試験場行、金沢港クルーズターミナル行（所要時間15分）